

学校給食費の 納付期限を延長できます



地震により被災されたご家庭については、学校給食費の納付期限を延長することができます。

熊本県では、被災されたご家庭が学校給食費の支払いを後回しにし、まずは生活再建を優先できるよう、申請により学校給食費の納付期限を延長できる制度を設けています。



✓ 対象となる方

次のすべてに該当する保護者の方

- ✓ 本校に在籍する児童生徒の保護者
- ✓ 令和8年熊本地震により被災した方
- ✓ 学校給食費の納付期限延長を希望する方
- ✓ 罹災証明書を提出できる方



就学奨励費「Ⅰ区分」の 保護者の方へ

就学奨励費の支弁区分が「Ⅰ」の場合、学校給食費は全額就学奨励費から支払われます。

「Ⅰ区分」の方は申請不要です

※支弁区分「Ⅱ」「Ⅲ」の方は、必要に応じて申請できます。

延長後の納付期限

特別支援学校

第3期納付期限まで延長

通常の納付期限にかかわらず、承認された場合は第3期納付期限まで納付を延長することができます。

※ 熊本県学校給食費等の管理に関する条例第5条及び
熊本県学校給食費等の管理に関する事務処理要領第6条による

目 手続き方法

次の書類を学校へ提出してください。

- ① 学校給食費等納付期限延長申請書
- ② 罹災証明書の写し
(被害の程度は問いません)



提出先：本校事務室



申請できる時期

納付期限の**前でも後でも**申請できます。
ただし、

**既に納付済みの学校給食費は
対象となりません**



審査結果のお知らせ

提出された申請書等を学校で確認し、

承認

不承認

の結果を文書でお知らせします。



こんな方はぜひご相談ください

- ✓ 自宅が被災した
- ✓ 生活再建に費用がかかっている
- ✓ 当面の支払いを後にしたい
- ✓ 学校給食費の納付が難しい

まずは学校へご相談ください。



お問い合わせ

ひのくに高等支援学校 事務室

TEL: 096-249-1001

受付時間 8:30~17:00